

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテール池袋709号

Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

コロナ禍で異例の工賃下支え

～内閣府

政府の2次補正予算案に盛り込まれた、障害者就労継続支援事業A型、B型事業所への一時金が、1事業所当たり最大50万円になることが分かった。新型コロナウイルスの影響で生産活動収入が相当程度減った事業所に限り、支出分を補てんする。

それによって浮いたお金を、事業所が利用者の賃金・工賃に回すことを想定。間接的に利用者の収入減を回避する方策と言えるもので複数の関係団体が要望していた。

公費を利用者の賃金・工賃に直接充てることは従来、原則として認められていない。今回、間接的であれ、賃金・工賃を下支えする見通しが立った点は異例。政府は6月17日を会期末とする今国会中の成立を急ぐ。

A型、B型事業所の一部に一時金を支給するのは、厚生労働省の「生産活動活性化支援事業(仮称)」で予算額は16億円。1事業所に最大で50万円を全額国費で支給する。50万円だとすれば、単純計算で3,200事業所が支給対象になる。

一時金の使い道は「生産活動の再起に要する費用」(厚労省障害福祉課)で、家賃などの固定費、設備のメンテナンス費用、生産活動に特化した職員の人件費などを想定している。

生産活動収入がどの程度減った事業所を支給対象とするかは現時点では未定。1カ月の売り上げが前年同月比で50%以上減った中小企業に最大200万円支給する「持続化給付金」(経済産業省所管)の要件を軸に今後検討される見通しだ。

A型事業所は現在約4,000カ所あり、利用者と雇用契約を結ぶ。最低賃金を保障しなければならない。B型事業所は約1万3,000カ所あり、利用者と雇用契約は結ばない。18年度の月額平均工賃は1万6,118円だった。

障害福祉サービス事業所で働く職員約180万人に支給する慰労金なども計上され、利用者と接する職員であれば、正規・非正規や職種は問わず支給されるとしているが、地域活動支援センターなど障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に従事する職員は支給の対象外。

政府は5月27日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「第2次補正予算案」を閣議決定した。一般会計の歳出総額は補正予算として過去最大規模の31兆9114億円に上る。このうち厚生労働関係は3兆8507億円で、医療・福祉の提供体制の確保が柱。高齢や障害分野で働く職員を対象に、新型コロナウイルス感染者が出ていなくても、職員1人に5万円の「慰労金」を支給する方針も決まった。ただ、児童福祉施設については対象外としている。政府は、通常国会会期中の成立を目指す。

厚生労働省は新型コロナに関する「緊急包括支援交付金」に2兆2370億円を計上。これまで医療機関だけだったが、福祉分野も対象に広げ、6091億円を充てる。実施主体は都道府県で、国の補助率は10分の10。

対象施設は、特別養護老人ホームやデイサービス、訪問介護、障害者施設、救護施設など高齢者や障害者を支えるすべての施設・事業所。新型コロナの感染者や濃厚接触者が発生した施設の職員には慰労金として20万円を支給する。感染者が出ていなければ5万円。いずれも利用者と接すれば職員の正規・非正規や、職種を問わない。

支給理由について厚労省は「高齢者や障害者施設の職員は、重症化リスクの高い利用者に対する接触を伴うサービスを提供しており、社会機能の維持のためには必要不可欠であるため」と説明する。

また交付金は、感染症対策の徹底に向け、外部の専門家による研修費用や、マスクや消毒液の購入費などにも支給。このほか、休止中の事業所などを対象に、サービス再開に向けたニーズ調査やアセスメントなどを行う際の費用も対象とする。

一方、今回の慰労金は児童養護施設や乳児院、保育所などの職員は対象外となった。同日の会見で厚労省子ども家庭局は「慰労金は重症化リスクの高い利用者との接触がある福祉施設が対象。子ども分野は重症化リスクが低く、クラスターの発生も少ないことから、今回対象外となる」との見解を示した。

そのため、全国社会福祉協議会は6月1日、政府に対して、新型コロナウイルス感染症に対応する児童分野で働く職員にも慰労金の支給を求める緊急要望書を提出している。保育所は、緊急事態宣言以降も看護師や医師の子どもを受け入れるなど保育を継続してきたことや、実際に全国で50カ所以上の保育所で感染者が出ている現状を訴えた。また、児童養護施設も学校休校にともない職員は勤務シフトを組み直して24時間体制で子どものケアをしていると説明。同様に乳児院の感染リスクや、母子生活支援施設の窮状を訴えている。

2次補正ではこのほか、高齢や障害分野の職員らを対象にした医療相談窓口を設置する費用も盛り込まれた。同時に専門家による研修や、業務継続計画の作成支援の費用も補助する。また、福祉事業者の資金繰りを支援するため、福祉医療機構の無利子・無担保の融資を拡充するという。

障害分野では、就労継続支援事業所に対して固定費など生産活動に必要な経費を支援することで、利用者の工賃を確保する。同時に在宅が長い障害者の職場復帰に向けて体制を強化する。

困窮者への支援も強化する。市町村などの相談支援機関の人員体制の強化や、メールなどを通じた支援環境も整備。申請がすでに30万件と激増している緊急小口資金の特例貸付については、2048億円を計上した。

改正「バリアフリー法」成立

～国土交通省

障害者や高齢者がスムーズに移動できる社会を目指す改正バリアフリー法案が5月13日参議院本会議で、全会一致で可決、成立した。公立小中学校の段差解消などを義務付ける。障害の有無に関わらずお互いの立場を尊重する「心のバリアフリー」に関連し、学校教育と連携した市区町村の啓発活動も推進する。施行は一部を除き2021年4月1日。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正は、2018年の改正に続き、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を目指して行われた。

今回の改正により、同法に基づく国の指針の主務大臣に文部科学大臣が加わった。教育行政との連携を大きく進める改正となった。

現在、公立小中学校はバリアフリー化の対象外だが、近年は障害のある児童生徒が増加している。災害発生時の避難場所として校舎が利用される例も増えている。

避難所となった校舎や体育館に障害者が避難することも想定し、バリアをなくすよう望む声がかつてきた。今回の改正により、今後は新築や大規模改修の際に車いす用トイレなどの整備が進む見込みだ。

市区町村が学校と連携して行う啓発事業としては、障害者が学校に出向いて講演したり、児童生徒が障害の疑似体験をしたりすることを想定。改正法に基づく事業として市区町村がつくる基本構想に盛り込むよう促す。

「交通バリアフリー基準及びガイドライン」の改正を検討

～国土交通省

国土交通省は、公共交通機関のバリアフリー水準のスパイラルアップを図るため、①役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）、②新幹線の新たなバリアフリー対策、③視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等について、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正に関する検討会を設置した。

この検討会は、5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正バリアフリー法）」を受けて交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しが必要となったことから、社会情勢の変化や技術向上等に合わせた内容となるよう議論を行う場として設置された。

6月10日に開催された「第1回 公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」、新型コロナウイルスの感染予防の観点からウェブ会議形式で行われ、第2回検討会は9月頃の予定とのことである。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000236.html

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施 ～厚生労働省

厚生労働省は、各都道府県等（政令指定都市、中核市を含む。以下同じ。）に向けた「新型コロナウイルス感染症」に係る様々な『事務連絡』を発出している。

障害福祉サービス等事業所において利用者や職員が感染症患者となった事例や通所障害福祉サービス等事業所について感染症の拡大防止の観点から休業を要請されることも想定される中、「サービス継続支援事業実施要綱」が定められ令和2年4月1日から適用することになった。

実施主体 都道府県・指定都市及び中核市

事業内容

1. 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援
2. 障害福祉サービス等事業所との連携支援
3. 都道府県等の事務費支援

事業に要する経費については、国が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。都道府県・指定都市及び中核市においては、所管する地域にある事業者に対して手続き等具体的な内容を示す必要がある。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「新しい生活様式」の熱中症予防呼びかけ ～環境省

環境省は、熱中症を未然に防止するための情報提供を行う「環境省熱中症予防情報サイト」において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を取り入れた「新しい生活様式」での熱中症予防ポイントをまとめた「令和2年度の熱中症予防行動」を公表した。

「環境省熱中症予防情報サイト」は、2006年度に環境省が設置した熱中症を予防するための情報をまとめたもの。全国約840地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値など、事前にどの程度熱中症に警戒すべきかの情報提供を行っているほか、熱中症の基礎知識や対処方法などを掲載している。

2020年度は、新型コロナウイルスの出現に伴い、ひとりひとりが感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いや、3密（密集、密接、密閉）を避ける」といった対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践することが求められており、これまでとは異なる生活環境下となることから、例年以上に熱中症に気を付ける必要があるという。そこで、環境省は厚生労働省とともに「令和2年度の熱中症予防行動」を作成。十分な感染対策を行いながら、熱中症予防対策をこれまで以上に心がけて行うためのポイントについて公表した。

詳細は、環境省「熱中症予防情報サイト」参照

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

「新型コロナが収束しない中でも危険な場所にいる人は、避難が原則」 ～内閣府

内閣府は「新型コロナが収束しない中でも危険な場所にいる人は、避難が原則」と呼びかけるポスターを公開した。自宅が安全な場合は避難場所や避難所に行く必要はないとしつつ、より安全な親戚や知人宅に避難することや、やむを得ず車中泊避難をする場合には浸水しない場所かなどを確認することを呼びかけている。

梅雨入りし豪雨災害が懸念されるなか、自治体も感染対策とともに周知を強化している。

熊本など九州5県の10観測地点では、前線が停滞した16日、5月の24時間雨量記録を更新する大雨となった。熊本県美里町は、高齢者や障害者ら避難に時間を要する人向けに避難を呼びかける「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を全町民約9800人に出したが、4カ所の避難所に避難した町民はゼロだった。町の担当者は「新型コロナの感染対策を進めていたが、感染への懸念が影響したかもしれない」と振り返る。

町は新型コロナ流行下でも災害リスクのある地域の住民には適切に避難してもらおうと「感染症対応避難所開設及び行動マニュアル」を独自につくり、4月下旬から全戸に配布。例年は開設していなかった町の総合体育館を使うなど、避難所の「3密」を改善する取り組みも進めてきた。マニュアルでは親類宅への避難も検討するよう記入しており、担当者は「きちんと避難してもらえた可能性はある」としつつ、「体調不良の方のスペースの不備など、実際に開設したことで課題も見えた。町民に安心して避難所に来てもらえるよう、対策と周知を進める」と前を向く。

被災者支援に取り組む福岡市のNPOは「新型コロナ感染拡大下でも避難行動は必要です！」と、土砂崩れや大規模な浸水の恐れのある地域か事前にハザードマップで確かめ、避難場所やルートも確認するよう呼びかける内容のポスターをつくりSNSなどで発信を始めた。

詳細は、内閣府「防災情報のページ」参照

<http://www.bousai.go.jp/>

家族感染！障害者「臨時の受け入れ施設」開所 ～東京都杉並区

東京都杉並区は障害者や高齢者を介護する家族が新型コロナウイルスに感染した場合、家族に代わって介護などを行う臨時の生活支援施設を6月に開所する。感染した介護者に安心して療養に専念してもらおう狙いがある。区によると23区で同様の取り組みは珍しいという。

感染者から介護を受けた障害者や高齢者は濃厚接触者となるため、普段利用している福祉サービスに加え、新規での利用も難しくなる恐れがある。

そこで、区は3月に閉園した保育園を、生活支援を行う臨時の宿泊施設として整備することにした。6月から受け入れを始め、6ヵ月間の運用を予定している。

親やヘルパーといった介護者が新型コロナウイルスに感染し、自身は陰性となった障害者や高齢者、子どもが利用できる。子どもは、満床などで児童相談所でも対応できなかった場合に受け入れる方針だ。

園には4つの大部屋があり、間仕切りで仕切るなどしてプライバシーを確保。同時に最大で5人が利用できるようにする。

必要な介護については、区内の居宅介護支援事業者などに委託し、ヘルパーらを派遣してもらって対応する。人件費は区が負担する。

ただ、食費は実費負担になる。障害や介護の程度によって食事の形態が変わってくるため、家族と相談したうえで配食サービスを利用する。

宿泊期間は14日間を見込む。この間に、短期入所など今後利用する福祉サービスを検討してもらう。

このほか、自宅以外での生活が困難な障害者らには、自宅にヘルパーを派遣する。

区障害者施設課によると、4月ごろから、家族を介護する区民から「自分が新型コロナウイルスに感染した場合、子どもはどうなるのか」といった不安の声が寄せられていた。5月11日には、区内の障害者団体が、家族が感染した後の生活支援の確保を求める約1500人分の署名を区に提出していた。

新型コロナウイルスの影響 障害者の就労状況の変化に関するアンケート調査

障害者の就労支援を中心にソーシャルビジネスを展開する株式会社ゼネラルパートナーズが運営する「障がい者総合研究所」は、「新型コロナウイルス外出自粛要請下における、就労状況の変化に関するアンケート調査」を実施した。

今回のアンケート調査によると、就労状況に変化があったと回答した方は75%に及び、多くの方が就業先の新型コロナウイルス対策として、働く時間帯や場所で何らかの影響を受けたとみられる。「コミュニケーション方法」に関しては、大きな変化を感じられたとの回答が最も多く、かつ「悪い変化」として一番多く選ばれる結果となった。

アンケートの詳細は下記アドレス参照

https://note.com/gp_info/n/n4c56c973bef7

【調査結果（抜粋）】

1. 新型コロナウイルスによって「就労状況に変化があった」 75%
2. 新型コロナウイルスによる就労状況の変化として「どちらかと言えば」
良くなった 17% / 悪くなった 33% / どちらとも言えない 50%
<良くなった>
 - ・在宅勤務ができるようになり、通勤の疲れが無く体力的に楽になった。
 - ・車椅子で移動しているが在宅ワークは、電車等で他の人達の障害にならないのでストレスが無い。<悪くなった>
 - ・いつものルーティンワークができなくて、社会リズム、生活リズムが狂った。
 - ・社員とのコミュニケーションがほとんどとれなくなった。
3. 働き方が変わり、自身にどんな変化があったかは、上位から
「オンオフの切り替えがしづらくなった」「休憩を取る時間が増えた」「体調が悪化した」

4. 自己管理で気を付けていることは、上位から
「生活リズムの維持」「適度な運動」「十分な睡眠」
5. 今の働き方でコミュニケーションが、取れている 47% / 不足している 53%
6. 今の働き方で「コミュニケーション面」で職場に求めたいこととして、上位から
気軽に質問できる体制 約 37% / 相談しやすい体制 約 34%
周囲の状況がわかる体制 約 33%

「糸賀一雄」記念賞・記念未来賞の募集開始 ～糸賀一雄記念財団

公益財団法人糸賀一雄記念財団では、故糸賀一雄氏の思想や取り組みを新しい目で見直し、人材の発掘や育成をより進めるために、「障害福祉に関する取り組み」のみならず「障害者などの生きづらさがある人に関する取り組み」等、障害福祉の分野にとどまらず顕著な活躍をされている個人・団体に「糸賀一雄記念賞」を授与している。

また、「糸賀一雄記念未来賞」については、「福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による生きづらさを抱えた人に関する先進的な取り組み」に対して授与している。

《募集期間》 令和2年6月3日（水）から令和2年7月31日（金）必着

《応募方法》 「候補者調書」「推薦書」に必要事項を記入のうえ、下記の応募先まで送付。
「候補者調書」「推薦書」入手先

<http://www.itogazaidan.jp/kinen/suisen/index.htm>

応募は、自薦・他薦を問いません。自薦の場合は、「候補者調書」のみ提出。

《応募先》 公益財団法人 糸賀一雄記念財団

〒525-0072

滋賀県草津市笠山七丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL：077-567-1707 FAX：077-567-1708

E-mail：itoga@itogazaidan.jp

詳細は、糸賀一雄記念財団ホームページ参照

<http://www.itogazaidan.jp/kinen/gaiyo/index.htm>

「電動車椅子」贈呈事業について ～みずほ福祉助成財団

みずほ福祉助成財団では、「社会福祉助成金」として、障害児者の福祉向上のための先駆的・開拓的事業や研究に対しての助成や、「電動車椅子贈呈先の募集」として、障害児者のより積極的な社会参加を願って、障害児者施設等に電動車椅子を贈呈している。

対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の非営利法人及び任意団体等、事業により異なる。助成を希望する方は、みずほ福祉助成財団ホームページを確認してほしい。

申込締切 2020年7月10日（当日消印有効）

詳しくは、みずほ福祉助成財団ホームページ参照

<http://mizuhofukushi.la.coccan.jp/index.html>

事務局より

会長・事務局長交代、事務所移転のお知らせ

○山梨県肢体不自由児者父母の会連合会（令和2年5月1日付）
前：会 長 小俣 吉嶮於氏 → 新：会 長 旭 喜彦氏
前：事務局長 旭 喜彦氏 → 新：事務局長 河田 あけみ氏
新事務所：〒409-3853 中巨摩郡昭和町築地新居 540-7
☎090-6143-6142

○栃木県肢体不自由児者父母の会連合会（令和2年5月25日付）
前：会 長 石河 不砂氏 → 新：会 長 山崎 富子氏

○茨城県肢体不自由児者父母の会連合会(令和2年4月1日付)
前：事務局長 小森 廣之氏 → 新：事務局長 村田 裕二氏

○奈良県肢体不自由児者父母の会連合会(令和2年4月1日付)
前：事務局 菰口 悦子氏 → 新：事務局 阿部 宜子氏

2020年度さわやかレクリエーション事業実施期間延長のお知らせ

事業実施期間を2020年5月～2021年1月末までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2021年3月21日(日)まで期間延長いたします。

このような状況下だからこそ「娯楽」は必要です。申請内容と異なるレクリエーションの実施や、事業が実施できず結果的に中止となっても問題ありません。

小規模・少人数のレクリエーションも助成対象となりますので担当までご相談ください。
なお、事業内容や日程変更、延期等については必ず事前に連絡願います。

★さわやかレクリエーション事業担当：原田 ★E-Mail：harada@zenshiren.or.jp

「在宅での排せつ介助に関するアンケート」調査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、回答締切日を延期しています。

回答締切 7月10日(金)

※都道府県肢連・地域父母の会会員や特別支援学校（肢体不自由児）へのご協力依頼をお願いいたします。

訃報

全国肢体不自由児者父母の会連合会 前会長 橋本 勝行氏はかねてより病氣療養中のところ
令和2年6月4日に逝去されました（享年88歳）

故橋本勝行氏は 全肢連の会長（平成11年5月15日から平成21年5月15日）として
障害福祉にご尽力され 長年重責を背負っていただきました

ここに生前のご厚誼を深く感謝し 理事、事務局員一同心からお悔やみとご冥福をお祈り申し上げます

お通夜、告別式等は家族葬で執り行われました